② 国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦ 建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑧ 令和６年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑨ 情報管理体制が確保されていること（業務説明書参照。）。

⑵ 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、九段議員宿舎（仮称）新営㉕設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、九段議員宿舎（仮称）新営㉕設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶ 代表者要件　構成員において決定された代表者が、九段議員宿舎（仮称）新営㉕設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷ 設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「官庁営繕部所掌に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省営管発第447号、建設省営建発第68号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５ 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６ 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７ 資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８ その他

⑴ 設計共同体の名称は、「九段議員宿舎（仮称）新営㉕設計業務△△・××共同体」とする。

⑵ 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和７年８月５日付け支出負担行為担当官　国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「令和７年度河原田川特定緊急工事（以下「A工事」という。）」、「令和７年度町野川（寺地川）災害関連緊急工事（以下「B工事」という。）」及び「令和７年度町野川（牛尾川）災害関連緊急工事（以下「C工事」という。）」に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年８月５日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１ 工事名

A工事

令和７年度河原田川特定緊急工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

B工事

令和７年度町野川（寺地川）災害関連緊急工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

C工事

令和７年度町野川（牛尾川）災害関連緊急工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２ 工事場所

A工事　石川県輪島市市ノ瀬町及び熊野町地先

B工事　石川県輪島市町野町寺地地先

C工事　石川県輪島市町野町鈴屋地先

３ 工事内容

A工事

【市ノ瀬地区】

土工　１式
　掘削　21,240㎥
法面工　１式
コンクリート堰堤本体工　１式
　コンクリート　4,058㎥
前庭保護工　１式
流路護岸工　１式
仮設工　１式

【熊野地区】

法面工　１式
　法枠工　14,612㎡
　鉄筋挿入工　15,432m
山腹水路工　１式
　排水路工　1,319m
　集水枡工　19カ所
地下排水工　１式
　集排水ボーリング　100m

B工事

土工　１式
　掘削　1,600㎥
法面工　１式
　法枠工　5,589㎡
　鉄筋挿入工　10,624m
鋼製堰堤本体工　１式
　コンクリート　7,621㎥
　鋼製堰堤　１式（13.8ｔ）
前庭保護工　１式
仮設工　１式

C工事

土工　１式
　掘削　12,500㎥
法面工　１式
　法枠工　5,729㎡
　鉄筋挿入工　10,868m
コンクリート堰堤本体工　１式
　コンクリート　7,008㎥
前庭保護工　１式
仮設工　１式

４ 申請の時期

令和７年８月５日から令和７年８月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和７年８月26日以降当該建設工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５ 申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。

https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html

⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メール（着信確認を行うこと。）により提出すること。

○「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の写し

【提出先】北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880

電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶ 申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。